

## ○障害者施設通所交通費助成事業実施要綱

平成12年4月1日

告示第40号

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者施設に通所している障がいのある者のうち収入が一定額以下の者に対して、経済的に負担を軽減し、通所を促進するため、予算の範囲内において交通費の一部を助成する事業を実施することにより、当該施設における訓練を効果的に受けさせ、障がいのある者の社会復帰を促進することを目的とする。

(一部改正〔平成24年告示164号・27年127号〕)

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設
- (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設
- (3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設
- (4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設
- (5) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

2 この要綱において「障がいのある者」とは、法第4条第1項に規定する障害者をいう。

3 この要綱において「交通費」とは、障がいのある者が障害者施設に通所するときに要する経費をいう。

(一部改正〔平成24年告示91号・24年164号・25年96号・26年78号・27年127号・令和6年180号〕)

### (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、障害者施設に通所する障がいのある者のうち、市内に住所を有するもの（本市が法第22条第1項の規定により行った支給決定に基づき、本市の区域外において法第5条第17項に規定する共同生活援助を利用する者を含む。）で、当該障がいのある者及びその配偶者が交通費の助成の申請があ

った月の属する年度（申請のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税（以下「助成対象年度の市町村民税」という。）を課されない場合における当該障がいのある者若しくは当該障がいのある者及びその配偶者の助成対象年度の市町村民税の所得割額を合算した額が16万円未満である場合における当該障がいのある者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属するものとする。

2 前項に規定する市町村民税の所得割額の算出については、「控除廃止の影響を受ける負担上限額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法第22条第1項に規定する支給決定要否が他の市町村の区域内にある者は、助成対象者にならない。

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和5年告示34号・249号・6年180号〕）

（助成金額等）

第4条 交通費の助成は、月を単位として行うものとし、その額は、市が決定した方法で通所した日数に330円を乗じて得た額と市が決定した方法で通所した当該月の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の実支出額の算出については、別表に定める基準によるものとする。

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和6年告示180号〕）

（申請）

第5条 交通費の助成を受けようとする者は、通所に当たって利用する交通機関等について通所する障害者施設の施設長又は代表者（以下「施設長等」という。）の証明を受けた上で、障害者施設通所交通費助成（変更）申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に課税状況申告書（別記様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(全部改正〔平成27年告示127号〕)

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成対象者に該当すると認めるときは障害者施設通所交通費助成(変更)決定通知書(別記様式第3号)により、助成対象者に該当しないと認めるときは障害者施設通所交通費助成却下決定通知書(別記様式第4号)により申請した者に通知するものとする。

2 助成の決定は、前項の規定による申請があった日の属する月からすることができるものとする。

(全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和6年告示180号〕)

(請求等)

第7条 交通費の助成の決定を受けた者(以下「助成利用者」という。)は、交通費の請求及び受領を施設長等に委任することができる。この場合においては、助成利用者は、委任状(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 助成利用者又は前項の規定による委任を受けた施設長等(以下「受任者」という。)は、交通費を請求するときは、当該請求に係る通所をした日の属する月の翌月の末日までに、障害者施設通所交通費請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交通費を助成するものとする。

(全部改正〔平成27年告示127号〕)

(助成決定の変更等)

第8条 助成利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当することとなった日の属する月の末日までに、申請書に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 住所を変更し、又は通所のために利用する交通機関等を変更したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、申請した内容に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

決定した内容を変更すべきと認めたときは障害者施設通所交通費助成（変更）決定通知書（別記様式第3号）により、助成を受ける資格を喪失したと認めたときは障害者施設通所交通費助成却下決定通知書（別記様式第4号）により申請した者に通知するものとする。

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和5年告示34号〕）

（取消し等）

第9条 市長は、助成利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、交通費の助成の決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消すまでの間に助成した交通費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交通費の助成の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 助成利用者が偽りその他の不正な手段により交通費の助成を受けたとき。

（追加〔平成27年告示127号〕）

（帳簿の整備）

第10条 受任者は、交通費の助成状況を明らかにするため、障害者施設通所交通費助成台帳（別記様式第7号）を整備しなければならない。

（追加〔平成27年告示127号〕）

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成24年告示164号・27年127号〕）

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月6日告示第73号）

この告示は、平成14年6月6日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月1日告示第39号）

- 1 この告示は、平成15年3月1日から施行する。
- 2 佐伯町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、旧障害者施設通所交通費助成事業要綱（平成11年佐伯町告示第15号。以下「旧佐伯町

要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の規定によりなされた処分、手続その他行為とみなす。

3 編入日前に要した交通費に伴う旧佐伯町要綱の規定による助成対象者に係る助成金の支給については、旧佐伯町要綱の例による。

附 則 (平成16年3月3日告示第21号)

この告示は、平成16年3月3日から施行し、改正後の第2条第4項については、平成15年11月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月1日告示第96号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第65号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月22日告示第164号)

この告示は、平成24年6月22日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第96号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第78号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日告示第127号)

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日告示第26号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第34号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月10日告示第249号)

この告示は、令和5年11月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年5月21日告示第180号)

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月27日告示第178号)

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（一部改正〔平成 24 年告示 91 号・25 年 96 号・27 年 127 号〕）

障害者施設が運行するバス等を利用	当該バス等の利用に係る負担金、利用料等の実費額
公共機関を利用	普通乗車券・回数券の場合 1 回あたりの運賃×利用回数 定期乗車券の場合 通用期間 1 月の定期券の価格（複数月の定期券を購入した際は、月数で除し、1 円未満を切り捨てる）
自家用車（自家用自動車又は原動機付自転車のことをいう。以下同じ。）を利用	自宅から障害者施設の往復距離（最も経済的な通常の経路による。） 2 km 未満 20 円 2 km 以上 5 km 未満 50 円 5 km 以上 10 km 未満 100 円 10 km 以上 15 km 未満 150 円 15 km 以上 20 km 未満 200 円 20 km 以上 25 km 未満 250 円 25 km 以上 30 km 未満 300 円 30 km 以上 5 km 増すごとに 50 円加算 上記の額に利用日数を乗じる。

備考

- 1 片道のみ自家用車を利用する場合は、上記額に 2 分の 1 を乗じる。
- 2 公共機関を利用する場合は、各機関の定める旅客運賃割引を適用した後の運賃を基に実支出額を算出するものとする。
- 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第

5 2 3号) に規定する送迎加算にて精算が可能な事業者が行う送迎にかかると経費については、助成の対象外とする。

(別記)

様式第1号（第5条関係）

障害者施設通所交通費助成（変更）申請書

廿日市市長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

障害者施設通所交通費の助成を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて（変更）申請をします。

- 1 通所開始年月日（変更事由発生年月日） ※助成対象期間満了による申請の場合は、記入不要  
年 月 日

- 2 通所のため利用する交通機関等

	利用する交通機関等	区 間	月 額 [円]	往復	手帳割引	モビリーデイズ等割引	備 考 (計算根拠等)
1		自宅 ~		片道 往復	有 無	有 無	
2				片道 往復	有 無	有 無	
3				片道 往復	有 無	有 無	
4				片道 往復	有 無	有 無	
5				片道 往復	有 無	有 無	
6				片道 往復	有 無	有 無	
計				※バスや電車等の定期券利用の場合は、定期券の写しを添付してください。			

- 3 手帳の有無（該当するものを○で囲んでください。有の場合は所持している手帳を○で囲んでください。）

1 有（ 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ） 2 無

- 4 通所する施設で受けているサービスの種別（該当するものを○で囲んでください。）

1 生活介護	2 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	3 就労移行支援
4 就労継続支援A型	5 就労継続支援B型	6 地域活動支援センター

通所のため利用する公共交通機関等は、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設・事業所の所在地

施設・事業所名

施設長・管理者氏名

印

連絡先 ( )

担当者

※施設外通所など、実際に通所される場所が上記と異なる場合は、記入してください。

通所先の所在地

※変更の場合、変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 課税状況申告書

年 月 日

廿日市市長 様

申請者氏名 ㊟※  
※自署でない場合押印してください

次のとおり申告します。

氏名	生年月日	続柄	市町村民税の課税状況	市町村民税所得割額 [円]
		本人	<input type="checkbox"/> 課税・ <input type="checkbox"/> 非課税	
		配偶者	<input type="checkbox"/> 課税・ <input type="checkbox"/> 非課税	

私及び私の配偶者の \_\_\_\_\_ 年度の課税状況は、上記のとおりです。  
また、申請受付後、私及び私の配偶者の課税額等を課税台帳及び課税資料で確認され、又は生活保護の受給状況について調査されることに同意します。  
なお、これらを確認し、又は調査されることについては、私の配偶者の承諾を得ています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第6条関係）

障害者施設通所交通費助成（変更）決定通知書

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

㊟

（元号） 年 月 日付けで申請の障害者施設通所交通費助成については、次のとおり助成することに決定（変更）したので通知します。

助成対象期間 （元号） 年 月 日 から （元号） 年 月 日まで

助成限度額

助成決定した通所方法

助成の条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第6条関係）

障害者施設通所交通費助成却下決定通知書

(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

㊟

(元号) 年 月 日付で（変更）申請の障害者施設通所交通費助成については、次の期間について助成しないことに決定したので通知します。

却下対象期間 (元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日まで

却下理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第7条関係）

## 委 任 状

私は、 年 月 日付で助成の決定を受けた 年 月から 年 月までの障害者施設通所交通費の請求及び受領の権限を次の受任者に委任します。

受任者 施設名等

住 所

職・氏名

年 月 日

委任者（助成利用者） 住 所 廿日市市

氏 名

※自署でない場合押印してください

㊟※

廿日市市長 様

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号(その1)(第7条関係)

障害者施設通所交通費請求書

年 月 日

廿 日 市 市 長 様

請求者(助成利用者) 住 所

氏 名

㊟※

※自署でない場合押印してください

年 月 日付で助成の決定を受けた交通費の 年 月分として、  
円を請求します。

通所日数	実支出額 b [円]	基準額 c [円]	請求額 d [円]
	市が決定した方法による通所日数 a	市が決定した方法による交通費	330円×a

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設の所在地

施 設 名

施 設 長

問 合 せ 先 (電話番号

㊟

担当者名 )

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



様式第7号（第10条関係）

障害者施設通所交通費助成台帳

施設名

交通費の助成利用者氏名 \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ 年度)

月	交通費助成額 [円]	受領年月日 (廿日市市→施設)	支払年月日 (施設→助成利用者)	支払担当者印 (施設)	受領印 (助成利用者)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第1号（第5条関係）

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和元年告示26号・5年249号・7年告示178号〕）

様式第2号（第5条関係）

（全部改正〔令和5年告示249号〕）

様式第3号（第6条関係）

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕）

様式第4号（第6条関係）

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕）

様式第5号（第7条関係）

（全部改正〔令和5年告示249号〕）

様式第6号（その1）（第7条関係）

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和元年告示26号・7年告示178号〕）

様式第6号（その2）（第7条関係）

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和元年告示26号・7年告示178号〕）

様式第7号（第10条関係）

（全部改正〔平成27年告示127号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕）